

別記 13

農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり

第 1 農林漁業循環経済先導計画

人口減少、少子高齢化の進行が顕著となっている農山漁村において、担い手不足、人口減少による消費の減少等により経済活動が低下する一方、社会保障費や老朽化した社会資本の維持管理・更新コストの増大やエネルギー代金等の地域外への流出により循環型経済の構築が困難になる地域の増加が見込まれている。

このような地域の課題を解決し、地方創生に向けた循環経済を実現するためには、農山漁村地域に賦存する地域の資源・再生可能エネルギーの地域循環を進めることで、環境と調和のとれた持続可能な農林漁業を実現するとともに、地域の災害へのレジリエンスの強化、資金の地域外への流出防止を図り、魅力ある農山漁村づくりを推進し、コミュニティを維持することが重要であり、地方公共団体、事業者、農林漁業者、地域住民等の関係者が共同した取組が求められる。

このため、本事業では、地域の資源・再生可能エネルギーを地域の農林漁業において循環利用する包括的な計画を策定した市町村（農林漁業循環経済先導地域）において、当該計画に基づき実施される、地域特性に応じた環境と調和のとれた農林漁業と循環経済が連携する先導的取組を後押しする。

1 農林漁業循環経済先導計画の作成

市町村は、地域の資源・再生可能エネルギーを地域の農林漁業関連施設等に供給する取組等を実施するに当たって、次の各号に掲げる事項を記載した農林漁業循環経済先導計画（以下「先導計画」という。）を別紙様式第 15 号により作成するものとし、第 2 に掲げる支援事業を実施する場合は、各支援事業の実施要綱等の関係通知に定めるところにより、先導計画を提出し、申請するものとする。

なお、バイオマス産業都市構想取扱要領（バイオマス産業都市関係府省連絡会議関係府省申し合わせ）に基づき策定されたバイオマス産業都市構想及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成 25 年法律第 81 号）第 5 条に基づき作成された基本計画に、農林漁業関連施設において再生可能エネルギーやバイオマスの利用を常時行う等の先導計画に準ずる内容が含まれる場合は、先導計画を作成したとみなすことができる。

- (1) 地域の概要
- (2) 地域資源・再生可能エネルギー循環の現状と課題
- (3) 目指すべき将来像と目標
- (4) 事業化プロジェクト
- (5) 実施体制
- (6) フォローアップ方法
- (7) 事業実施工程表
- (8) 関連する計画
- (9) その他必要な事項

2 先導計画の実施体制の整備等

(1) 農林漁業循環経済先導地域協議会

先導計画を作成しようとする市町村は、先導計画の作成及びその実施に関し必要な事項について協議を行うため農林漁業循環経済先導地域協議会（以下「協議会」という。）を組織し、先導計画の実現に向けた調査や人材育成、実証等を実施する。

なお、協議会の活動に係る経費は、本要綱別記9-1の事業を活用することができる。

(2) 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

ア 先導計画を作成しようとする市町村

イ アの市町村の区域内において再生可能エネルギー発電設備等の整備を行おうとする者

ウ アの市町村の区域内の関係農林漁業者及びその組織する団体、関係住民、学識経験者その他当該市町村が必要と認める者

(3) 協議会の構成員は、協議会において協議された事項について、その結果を尊重しなければならない。

(4) 前3号に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第2 先導計画により実施する支援事業

支援事業は、先導計画に基づき実施する地域の資源・再生可能エネルギーの地域循環に資する取組を行う次の各項の事業とし、事業内容、事業実施主体、交付対象経費等の具体的な内容は、それぞれの事業の実施要綱等に定めるところによるものとする。

1 本要綱第4各号に掲げる事業のうち次のもの

(1) 地域循環型エネルギーシステム構築（科学技術振興事業）

(2) 地域循環型エネルギーシステム構築（整備事業）

(3) バイオマスの地産地消（推進事業）

(4) バイオマスの地産地消（整備事業）

(5) みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業）のうち整備事業

(6) みどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動）のうち施設整備事業

(7) 省エネルギー型ハウス転換事業

2 みどりの食料システム戦略推進交付金（みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱（令和5年3月30日付け4環バ第465号農林水産事務次官依命通知）第4各号に掲げる事業）のうち次のもの

(1) 地域循環型エネルギーシステム構築（科学技術振興事業）

(2) バイオマスの地産地消（推進事業）

(3) バイオマスの地産地消（整備事業）

(4) みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業）のうち整備事業

- (5) みどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動）のうち施設整備事業
 - (6) SDGs 対応型施設園芸確立
- 3 国内肥料資源利用拡大対策事業（国内肥料資源利用拡大対策事業費交付等要綱（令和4年12月21日付け4農産第3508号農林水産事務次官依命通知）第5に基づく国内肥料資源活用総合支援事業、畜産環境対策総合支援事業及び家畜排せつ物処理施設構造転換支援事業）
- 4 農山漁村振興交付金（農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知）第3の各号に掲げる事業）のうち次のもの
- (1) 地域資源活用価値創出対策のうち定住促進・交流対策型
 - (2) 地域資源活用価値創出対策のうち産業支援型
 - (3) 地域資源活用価値創出対策のうち農泊推進型
 - (4) 地域資源活用価値創出対策のうち農福連携型
 - (5) 最適土地利用総合対策
- 5 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策（森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）第3第2項に掲げる事業）のうち次のもの
- (1) 林業・木材産業循環成長対策のうち木材需要拡大・木材産業基盤強化対策のうち木質バイオマス利用促進施設整備
 - (2) 林業・木材産業循環成長対策のうち木材需要拡大・木材産業基盤強化対策のうち特用林産振興施設等整備
- 6 水産業競争力強化緊急施設整備事業（水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱（令和4年3月29日付け3水港第2556号農林水産事務次官依命通知）第4に定める事業）のうち次のもの
- ア 水産業競争力強化緊急施設整備事業
 - イ 水産業競争力強化漁港機能増進事業
- 7 浜の活力再生・成長促進交付金（水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱（令和4年3月29日付け3水港第2556号農林水産事務次官依命通知）第4に定める事業）のうち水産業強化支援事業

第3 報告手続等

1 先導計画の報告手続

- (1) 市町村長は、先導計画（第1第1項のなお書きにより、バイオマス産業都市構想の策定又は基本計画の作成をもって先導計画を作成したとみなした場合にあっては、当該バイオマス産業都市構想又は基本計画）を策定した場合、別紙様式第3号により地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に報告するものとし、別紙様式第34号により地方農政局長等へ報告した旨を都道府県知事へ報告するものとする。

(2) 地方農政局長等は、前号の規定により提出された先導計画の内容を確認し、別紙様式第35号により大臣官房環境バイオマス政策課長に進達するものとする。

2 先導計画の変更手続

市町村長は、前項第1号の規定により報告した先導計画が、次の各号のいずれかに該当する場合は、先導計画を変更するものとする。なお、変更した先導計画の報告手続については、前項第1号の規定を準用するものとする。

(1) 別紙様式第15号の(3)目指すべき将来像と目標を変更しようとするとき(数值目標の30%以上の増減に限る。)。

(2) 別紙様式第15号の(4)事業化プロジェクトを追加し、又は中止するとき。

第4 助成

国は、予算の範囲内において、先導計画に位置付けられた事業化プロジェクトを実施する支援事業における優先採択等の措置を行うものとする。

第5 事業の状況報告

国は、先導計画に基づき実施された第2各項の支援事業の事業実施主体に対し、必要に応じてその事業の状況報告を求めることができるものとする。